

令和5年度 仙台市障害者施策推進協議会（第4回）議事録

- 1 日 時 令和5年9月20日（水曜日）18：30～20：35
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，三浦委員，奥田委員，小野委員，小幡委員，菅野委員，熊井委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（秀）委員，野内委員，山下委員
- ※欠席：秋山委員，鹿野委員，西尾委員，支倉委員，早坂委員，中嶋委員
- [事務局]小幡障害企画課長，穴戸障害者支援課長，鈴木障害福祉サービス指導課長，小西企画係長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長，林精神保健福祉総合センター所長，蔦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，先崎教育局特別支援教育課主任指導主事，熱海こども若者局幼保企画課施設支援担当係長，加藤こども若者局運営支援課主幹兼運営係長，都丸こども若者局こども家庭保健課長，伊藤青葉区障害高齢課長，菅原宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，五十嵐太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，坂井泉区障害高齢課長，大森指導第二係長，佐藤施設支援係長，前田社会参加係長，阿部助成給付係長，内藤主査，篠木主任，五戸主事，大谷主事，横尾主事

ほか傍聴者 7名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

夏が終わるというお話をずっと聞かされているんですが，いよいよ秋が来そうな気配もあります。皆様，感染症がいろいろまたぶり返しておりますので，お体には気をつけていただければと思います。

今日は，子どものことについて，少し皆様と議論を深めてまいりたいと思います。さっきから奥田委員が来ないなと思ってずっと待っているんですけども，何人かお話しされたい方がいると思います。こういうときじゃないと深められないこともあるので，言い残したことがないように，菅野委員さん，柴田委員さんも，ぜひお話をたくさんいただければと思いますので，どうぞよろしく願いいたします。

事 務 局 大坂会長，ありがとうございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より高橋勝彦委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

（1）仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の成果目標・活動指標について

（2）テーマ別議論（障害児）

協議事項

（1）仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の成果目標・活動指標について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、次第2の議事に入ります。

協議事項（1）仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の成果目標・活動指標について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項（1）仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の成果目標・活動指標につきましてご説明いたします。

8月の前回の協議会では、次期計画の方向性としまして、主に計画の理念、それから基本目標について協議していただきました。

今回は3年間の障害福祉計画、障害児福祉計画の目標設定とその考え方、それから目標を達成するための障害福祉サービス等の見込量などについてまとめておりますので、ご意見をいただければと思います。

なお、資料中、下線を引いた部分が、現行計画からの変更点であるとか、要素として追加した点となっておりますので、それらを中心にご説明したいと考えております。

それでは、資料1-1、次期計画の成果目標についてをご覧ください。

こちらの資料、第4章ということで始まっております。全体の中の第4章という

位置づけになっておりますが、第4章につきましては、いわゆる3年間の計画の部分であるということを明示するために、タイトルを障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）と今回から入れさせていただいております。

成果目標につきましては、国の基本指針で示された目標事項を基本に設定しておりますが、現行計画の実績であるとか、本市の施策の動向を踏まえながら設定しているところがございます。

成果目標の一覧をお示ししておりますが、以下、項目ごとにご説明させていただきます。

それでは、3ページにお進みください。

まず、1、福祉施設の入所者の地域生活への移行についてでございます。

（1）の施設入所者の地域生活への移行者数につきましては、国の基本指針に沿って、令和4年度末時点の入所者数の6%以上の地域移行を目指すとしております。

（2）の施設入所者数につきましては、国の基本指針では、令和4年度末時点の5%以上を削減することというふうにされておりますが、本市には障害の程度であるとか、ご家族の状況などから、施設入所が必要な方もいらっしゃるというところがございますので、令和4年度実績と同水準の人数を目標として設定するということでございます。

4ページにお進みください。

2の地域生活支援の充実についてです。

（1）の地域生活支援拠点等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築等につきましては、地域生活支援拠点の整備、それからコーディネーターの配置、障害福祉サービス事業所等担当者の配置、支援ネットワーク等に関する目標というものが、国の基本指針において新たに設定されたところです。ですけれども、本市におきましては、地域生活支援拠点の整備、それからコーディネーターの配置につきましては既に達成しているところがございますので、目標としましては、ネットワークの強化等を目指すということにしております。

5ページにお進みください。

（2）の強度行動障害を有する障害者に関する支援体制等の目標になります。

国の基本指針では、強度行動障害を有する障害者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとされておりますけれども、本市におきましては、第二自閉症児者相談センター（なないろ）を設置しまして、関係機関が連携した支援体制を整備し、支援体制整備を達成しているところがございますので、それを上回るような目標として項目設定をしているところがございます。

6ページにお進みください。

3の福祉施設の利用者における一般就労への移行等についてです。

（1）、（2）の福祉施設の利用者における一般就労への移行者数につきましては、

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

国の基本指針どおり，令和3年度実績のそれぞれ1.28倍，1.31倍を目標としております。

（3）の就労移行支援事業所のうち，利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合，それにつきましては，今回新設された目標となりますけれども，国の基本指針では，その事業所の割合が5割以上とされているところでございますが，本市におきましては前期までの実績を踏まえまして，6割以上とする目標を設定しております。

7ページにお進みください。

（4）から（6）の福祉施設の利用者における一般就労への移行者数，就労定着支援事業の利用者数につきましては，国の基本指針どおり，令和3年度実績のそれぞれ1.29倍，1.28倍，1.41倍を目標としているところでございます。

8ページにお進みいただきまして，（7）就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化，支援体制構築の協議会等の設置につきましては，後段の協議会等の設置が新たな目標となっておりますけれども，こちらも国の基本指針どおりに，就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とすること，協議会を設置することという目標設定としております。

9ページにお進みください。

4の障害児支援の提供体制の整備になります。

（1）の障害児の地域支援体制の構築につきましては，新設の目標となります。国の基本指針では，児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することとされておりますが，本市では既に11か所設置しているところでございますので，児童発達支援センターがアーチルや障害児通所支援事業所などと連携し，地域の支援体制の向上を目指すという目標としております。

（2）の障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進というところも新たな目標として規定されたところです。国の基本指針では，児童発達支援センターであるとか，障害児通所支援事業者等が保育所等訪問支援を活用しながら，障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築するというふうにされております。ですが，本市では，アーチルや児童発達支援センターが幼稚園や保育所等に対して専門的な支援，それから助言を行うこととする目標設定としております。

10ページにお進みください。

（3）の重症心身障害児に対する支援につきましては，国の基本指針では，重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所，それから放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保するとされておりますけれども，本市では既に目標達成済みでございますので，目標といたしまして，市内に31か所以上確保すると設定してございます。

（4）の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置につきましては，国の基本指針では，各市町村において，保健，医療，

福祉等の関係機関が連携する協議の場の設置、それから医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置というふうにされておりますけれども、本市におきましては既に設置済みでございますので、基本指針を上回る目標として、コーディネーター登録者数を増加させることを目指すことにしております。

11 ページにお進みいただきまして、(5)の障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置。これにつきましては、新設の目標となっておりますけれども、国の基本指針どおり協議の場を設置することを目指していきます。

12 ページにお進みください。

5の相談支援体制の充実・強化等についてです。

国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化のための取組として、基幹相談支援センターの設置等が定められているところでございますが、本市におきましては、基幹相談支援センターが設置済みでございますので、地域の相談支援体制の強化、それから地域サービスの基盤の開発・改善を目指して、合同事例検討会の開催などを目標として設定してございます。

13 ページにお進みいただきまして、6の障害福祉サービス等の質の向上についてです。

(1)の障害福祉サービス等に係る各種研修の活用につきましては、国の基本指針どおりとしておりますけれども、宮城県の障害福祉計画の目標と合わせまして、県が実施する研修への本市職員の参加、聴講者数を目標として設定しております。

(2)の障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有につきましては、これも新たな目標として設定されたものでございますが、国の基本指針どおり、システムによる審査結果の分析も行いながら、結果を事業所と共有することで、給付の適正化、請求事務の効率化を目指すものとしております。

14 ページにお進みいただきまして、(3)の実地指導等・集団指導につきましては、国の基本指針では指導監査の適正な実施等というふうにされておりますけれども、本市におきましては、障害福祉サービス等の質の向上のため、実地指導等及び集団指導により事業者への指導の充実を図る目標設定としております。

次に、活動指標の設定となります。

資料1-2、次期計画の活動指標についてをご覧ください。

先ほどまでご説明しました成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量であるとか、事業の実施回数について見込むことが必要であります。そのため、国の基本指針に定められた項目ごとに、活動指標に係る各サービス等の見込量を算出しております。

2ページ以降に各項目の見込量を掲載しておりますが、それぞれこれまでの実績の伸び率などを考慮しながら算出しているところでございます。

なお、具体的な数値につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

また、この資料の1-2の3ということで、見込量確保のための方策等を記載す

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

る欄を設けておりますけれども、こちらにつきましては、次回以降、改めてお示しさせていただきますと思います。

協議事項（1）仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の成果目標・活動指標についての説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より次第2の協議事項（1）仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）の成果目標・活動指標について説明がありました。

ここからは、皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思いますが、まず当日配布資料にございます事前質問票にあります高橋勝彦委員及び佐々木洋委員からご発言をいただきたいと思います。お願いいたします。

高橋（勝）委員 わらしべ舎の高橋です。

今説明していただきましたけれども、私のほうから2つほどお聞きしたい点ということで事前の質問票を出しました。

1つは、資料1-1で、福祉施設の入所者の地域生活移行ということで、資料1-1の3ページに、令和3年、令和4年、令和5年は見込みで空欄になっているんですが、令和6年から令和7年、令和8年という数字が載せてあります。恐らく施設入所者ということであれば、仙台市内に知的、それから身体含めて15か所の障害者支援施設があるかと思いますが、多分そこに入られている方を対象にした数字ではないのかなというふうに思って見ていました。

それで、524人のうち6%の32人を令和6年から令和8年ににかけて地域へ移行するというふうに目標設定をされているんですが、実際に令和3年6人、令和4年2人ということで、1桁の数字なんですよね。それで、国の指針は理解はできるんですが、2桁の数字を令和6年から実際にどういう形で市として移行をさせていくのか、具体的な考えといたしますか、具体的な施策といたしますか、そういうものがあるのであればお聞きしたいということなんです。

グループホームというのは一つのツールでしかないというふうに思いますが、そのほかに何か取組があるのか。ただ入所施設にだけそれを任せて進めていくというのは、なかなか今、特に知的障害者の入所施設では重度化、高齢化、そして親御さんの意見といたしますか、地域に移行することについては、なかなか難しい状況があるかというふうに思いますが、そういうことも含めて何か具体的な取組の考えがあれば教えていただきたいということ。

それから、令和5年度の上半期になりますけれども、どのくらいの方が地域へ移行されていたのかということがあれば教えていただきたいと思いました。

それから、（2）の施設入所者数ということなんです、当然地域移行されていけば、この入所者数は減っていくと思うんですが、ただここに書かれているとおり、令和6年度から令和8年度の目標数値については、そのままの同水準の目標人

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

数を設定しているということで、仮に、ここにも書いてありますけれども、いわゆる家族の状況等から施設入所が必要な方もいらっしゃるということで、同水準の施設入所者の数をそのまま令和6年から令和8年に設定しているということなんです。差し支えなければ、仙台市のほうで入所施設への待機者状況をもし把握されているのであれば、どのくらいの方が実際に待機されているのかということをお聞きしたいと思ひまして、2つほど事前の質問とさせていただいたということでございます。

会 長 ありがとうございます。
 では、支援課のほうですか。お願いいたします。

事 務 局 障害者支援課の央戸です。
(央戸課長) 施設入所者の地域移行についてお尋ねでございました。
 国の基本指針においては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上は地域生活へ移行することとされておりますが、本市においては、地域生活へ移行というのは確かに十分に進んでおらないところでございます。

 次期計画期間におきましては、本市の取組としては、やはり施設退所後の行き先としてはグループホームが重要になってくるかと考えておひまして、その中でも特に重度の障害のある方の地域移行がより進むようにということで、重度の障害のある方を対象としたグループホームの整備、これについて重点的に取り組んでまいりたいと考えておるところです。

 続きまして、令和5年度の地域移行者数について、現時点のということでお尋ねござひまして、こちらについては、本日時点では実績が出てござひません。

 また、入所施設への待機者数でござひますが、令和5年7月末時点の待機者数について、市内の施設入所支援事業所のほうに照会をいたしましたところ、待機者数の総数は280名でござひました。ただし、こちらの数値につきましては、各事業所における帳簿上の待機者数となつてござひまして、過去に待機の登録希望をなされた方がそのまま残っていたりというケースもござひますので、あくまで数値としては目安の数値となつてござひます。

 以上です。

会 長 ありがとうございます。高橋委員、よろしいでしょうか。

高橋（勝）委員 令和5年度の実績が今のところゼロということで、大丈夫ですか、令和6年からその2桁の10人、11人、11人というのは。

事 務 局 確かにかなり意欲的な数値目標を今回設定させていただいておるところで、まずは重度向けのグループホームの増設というものについて、ちょっと検討していき

いと思っております。

高橋（勝）委員 我々も何かお力になれる部分があれば力を貸していきたいというふうに思いますが、大変なことではあるかなというふうに、この3年間で32名をクリアさせるというのは、分かりました。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、佐々木洋委員さん、お願いいたします。

佐々木（洋）委員 社会福祉協議会の佐々木です。
資料1-1, 1-2でそれぞれご質問したいと思います。
最初に、資料1-1の3ページの(1)、今、高橋委員がご質問していただいたので、私のほうからは、グループホームの整備をこれから十分というか、しっかりとやっていただきたいということと、グループホームだけではなくて、在宅福祉サービス、障害者の福祉サービスにも十分な力を注いでいただきたいと。
特に、グループホームに関してお話しすると、昨今の物価高、様々な資材不足等で、建設する、整備する法人の立場としては非常に厳しいものがあるだろうなど。それで、これからの3年間、グループホーム等の整備に当たっては、補助金等、十分な支援をお願いしたいということで、1点目はこの点でございます。
2点目は、9ページの(2)のほうに移りますけれども、この中で障害児の地域社会への参加・包容という言葉が出てきますが、調べればよかったんですけども、具体的にはどのような形が、その参加とか包容というものを指すのかということをお聞きしたいということ。
それから、ここで推進体制という言葉も出てきます。どのような形のものが、この推進体制に当たるのか、目指すものなのかということをお聞きしたいと思います。
3点目は、11ページの(5)なんですけれども、この(5)のタイトルが、「大人にふさわしい環境へ移行できるように」と。何となく違和感というか、障害児が年を重ねて大人になっていく、それにふさわしい環境というのが、何となくしっくりこなくて、私も十分こなされていないんですけども、「発達に応じた環境の整備」だとか、何かそういった表現を少し工夫していただきたいなというお願いでございます。
それから、資料1-2の目標値の関係でございます。全体的な話なんですけれども、この3年間というのは、コロナ禍で様々なサービスを受けるほう、提供するほうの制約があったと思うんです。それで、そういった影響を、これからの3年間、実績をトレンドで追っていくと、十分な数字になっていないんじゃないかなという懸念がございます。
この資料1-2の4の見込量(1)障害福祉サービスの例えば①の訪問系で申し

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

上げますと、同行援護とか行動援護というのが、なかなかコロナ禍では数字として伸び悩みがあったのかなと思いますので、これからの計画期間の3年間でどのようにこれを見込んでいくかという、この考え方を教えていただければと思います。

以上4点です。

会 長 ありがとうございます。

では、まず資料1-1に関する質問等について、障害者支援課長からお願いできればと思います。

事務局 (央戸課長) 資料1-1に関する部分で、お答えといたしますか、グループホームについてもしっかり取り組んでいくように、それとともに在宅福祉のサービスのほうにも力を入れていただきたいということでご意見を賜りまして、やはり障害のある方が地域で安心して暮らせる環境の実現に向けまして、両面から、我々は引き続きしっかりと検討して取り組んでいきたいと思っております。

会 長 ありがとうございます。

では、次の1-2について。

事務局 (央戸課長) 続きまして、インクルージョンの質問がございましたので、そちらについて。

こちらについては、大元の考え方としましては、障害者の権利に関する条約にございまして、そこで全ての障害者が他の者と平等の選択の機会を持って地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害のある方がこの権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適切な措置を取ることと、この条約上はされてございます。

こうした考えに基づきまして、国の今回の基本指針におきましては、地域共生社会の実現推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず様々な遊び等を通じてともに過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があるとされております。

また、推進体制につきましても、同じく国指針におきまして、児童発達支援センターをはじめとする通所支援事業所等が保育所等訪問支援などを活用し、保育所等の育ちの場において、連携・協力しながら支援を行う体制を構築していく必要があるとされております。

こうした国の考え方、条約の考えも踏まえまして、本市におきましては、成果目標のほうにも挙げさせていただきましたが、アーチルの地域支援専従職員が中心となりまして、児童発達支援センターにおきます地域相談員とともに、保育所等への施設支援などを行いながら、地域の支援力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

会 長 「大人にふさわしい」について。

事務局 続きまして、「大人にふさわしい」という表題の部分でございます。

(央戸課長)

こちらにつきましては、少し背景的なところもご説明させていただくと、平成24年の改正児童福祉法において、18歳以上の障害のある方の移行調整を進めることについて法律に定められました。しかしながら、その後、移行調整がなかなか進まず、多くの18歳以上の方が障害児の入所施設にとどまっている状況が全国的にあるということでございまして、国におきましては、この間、経過的な入所の継続を認めてきたところでございます。

しかしながら、施設において、この結果、障害児と者が混在しまして、子どもとして安心して過ごせる環境、または成長に相応し、大人としての個を尊重される環境など、それぞれにふさわしい環境が確保されていない状況にあるというところで、今般、国の基本指針において、「大人にふさわしい環境への円滑な移行」という言葉として示されたところでございまして、今回の表題につきましては、この国の表現を引用しているところでございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、資料1-2に関する質問について、企画課長、お願いします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

資料1-2の2の活動指標に係る見込量の推計の考え方でございますけれども、そちらの資料に記載のとおり、成果目標の達成のために障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量、それから事業の実施回数等について見込むことが必要ということで考えてございます。

国の基本指針に定める事項を基に、本市が今後力を入れていく施策であるとか、想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえまして、各サービスごとの見込量等を算出しているところでございまして、もちろんこれまでの実績の伸び率についても考慮して算出しているところでございます。

ご指摘のありました同行援護であるとか、行動援護、そういったところについて、確かにコロナ禍があつて需要が伸び悩んだのではないかというようなご心配があるかと思っておりますけれども、今回の算出に関しましては、コロナ前も含めた期間、そちらの伸び率も踏まえて見込みを算出したところでございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。今、佐々木洋委員の質問4点について回答いただきました。佐々木委員、いかがでございましょうか。

佐々木(洋)委員 ありがとうございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

「大人にふさわしい」という背景なり、分かりましたので、よしとしたいと思いますが、やはりこの背景が分からないと、この言葉自体に違和感が出るというのは、言い訳みたいになりますけれどもそう思いますので、どこかで解説みたいなものを入れていただくと分かりやすくなるかなと思います。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からもご質問、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。佐々木委員、お願いいたします。

佐々木（寛）委員 歯科医師会の佐々木です。

7ページの（4）です。福祉施設の利用者における一般就労への移行ということなんですけれども、移行するときに、移行して、例えばそこでなじめなくてすぐに1か月程度で辞めてしまったりとか、いろいろなケースが多分あると思うんですけれども、どの時点をもって就労したというふうにカウントされているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

会 長 お願いいたします。

事務局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） どの時点をもって就労したかというところだと、まず基本的にはこの施設から就労したというところでカウントはいたします。

ただ一方で、確かに短い期間でお辞めになるという場合もケースとしてはあることは考えられます。そうしたところについては、例えばそうならないように、移行のときに定着支援事業などを使っていただいて、サポートをしながら就労が継続できるような体制を取って、なるべく長い間、そして基本的には定着して働けるような形で支援をしていくというような体制となっております。

会 長 ありがとうございます。佐々木委員、いかがでございましょうか。

佐々木（寛）委員 その後のフォローアップがきちんとできているのであれば、安心しました。以上です。

会 長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見。柴田委員さん、お願いいたします。

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田です。よろしくお願いいたします。

先ほど佐々木委員さんのほうから、11ページ、「大人にふさわしい環境」ということの質問があり、仙台市のほうからも答えがありましたけれども、私もこれを見

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

て、大人にふさわしい環境というのはどういう環境なのかなと、具体的にちょっと思い浮かばなかったんですね。自分の息子のことを思ってみても、どのような環境がやはりふさわしいと言えるのだろうかということで、具体的に仙台市のほうでこういう形、例えば具体的にというのはまだ押さえていないということで、この令和6年度の設置というのは、それも含めて調整をして話し合いをこれから持っていくという形のことによろしいでしょうか。確認でした。

会 長 お願いいたします。

事務局 (央戸課長) まさにそのとおりでございまして、これから県などとも調整しまして、そうした協議の場の設置に向けて検討を進めていきたいと思っております。

会 長 柴田委員、よろしいでしょうか。

柴田委員 よりよい話し合いができるように祈っております。よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。
ほかにご質問、ご意見。お願いいたします。

熊井委員 熊井です。

9ページなんですけれども、(2)で国の指針は推進する体制を構築するということを基本とするという話で、ただ仙台市の場合には、推進する体制の構築に向けて、センターが幼稚園や保育所等に対して支援や助言を行っていくというふうにかかれていて、既に体制が整っているから、さらに支援、助言を充実させていくという話ではなくて、推進する体制の構築に向けて支援助言を行うという書き方が、具体的にどういうことなのかなというのがちょっと分からなかったもので、そのあたりを教えていただければと思います。

会 長 熊井委員、ありがとうございます。では、支援課さん、教えてください。

事務局 (央戸課長) ここ数年の試行的な取組を踏まえて、地域支援という部分で、主に保育所等への施設支援になりますけれども、アーチルのほうに専従職員であったり、11ある児童発達支援センターのほうに地域相談支援員というものを配置しまして、今年度から本格的に動き出しているところでございます。今後これらの活動を通じまして、保育所などにおける地域における支援力を高めていただいて、それによって、いわゆる保育所などで多様な子どもたちという観点から、障害という切り口ではなくて、受け入れていけるような環境を目指していくと。そういう意味で、推進の体制の構築というのが、地域のほうでそういう体制ができるという部分を表現してい

る形になります。

熊井委員 ありがとうございます。

会長 熊井委員，よろしいでしょうか。ありがとうございます。
ほかに。小野委員さん，お願いいたします。

小野委員 NPO法人 Switch の小野です。

資料の8ページ，（7）の就労定着支援事業におけるネットワーク強化や協議会の設置新設の件について，少し意見を申し上げたいと思います。

やはり今現在，数字が低くて，目標数値が国の指針に向かってということ自体は納得していますし，この方向性で進むことでいいと思うんですけども，この令和6年度に協議会の検討，令和7年度に設置，令和8年度に運営というのが，もうちょっと活発に早く進められるといいんじゃないのかなというふうに思っています。

なぜかという，定着がやはり進まない理由の中に，受入側の問題というものも実は結構たくさんあると思っています，例を挙げて申し上げますと，例えばですけども，有期雇用の問題なんかは結構大きいかと思っています。仙台のほうで，障害者雇用で出る求人の中に，例えば行政ですとか，大手の企業さんなんかですと，有期雇用で更新の年数が限定されているものがあります。それが3年以下であったりします。そうするろ，結局その方がそこで働きたいと思っても，就労定着支援の数字には落ちることになってくるので，こういうことが通ってくると，結局定着を利用しない方向に進めていくという事業者だって出てくるというのも現実的にはあるかなと思っています。

ただ別に，有期雇用が悪いと言っているわけじゃなくて，有期雇用自体は法律できちんと認められているものですので，ただ無期雇用をやはりしていくということころの考え方だとか，その有期雇用の中で更新が限定されている，それで働いている人がどのように思っているかということなんかを，やはり協議会のような場所で明らかにしていって，共有していって声を上げていくことなんかはやはり必要かなと思ったりしています。

あとは，今ですと障害者雇用の雇用の前提の場面で，定着支援を必ず利用してくださいというふうに企業側が言うことなんかがあります。これは本当におかしな話で，ジョブコーチ支援なんかは企業側からもニーズを出すことができますけれども，就労定着支援はあくまで総合支援法の本人が契約して本人に自己負担が発生するようなものになってきていて，ただ問題は，そういうことを聞いても，それを疑問に思わない支援者というのが今はたくさんやはりいるのかなというふうに思っています。それはやはり集まる場がない，就労定着支援はすごく孤独で，やはり支援者同士で顔が分かる人は会って共有していますけれども，みんなが一堂に会す場面がないので，企業との中で雇用というものが前提になってくると，すごく支

援者もそこが疑問に感じなくなったりだとか、ちょっと言い方があれですけども、企業の言うとおりに支援者、当事者の方に利用を前提に進めていくということなんかがまかり通る感じになってしまう。

この数字設定とか、枠組みというのが、そういう危険をはらんでいるというところを、たくさんまずは声を上げ合っていく。いいところもあれば、そういうリスクもあるよね、そういうときにどうしている、どういうふうを考えるのいいんだろうというふうに、数字を達成してくためじゃなく、ためもそうなんですけれども、もっともっと私たちが働く方を支えるというところの理念を共有できるような、そういう協議会を設置していくということが、定着率が上がっていくということにやはりつながるかなというふうに思っています。

最後に、前も就労で会をいただいたときに話したときにも、私、最後に言えなかったことで思ったんですけども、この就労のサービスがきちんとできればできるほど、働く自由というのがすごく失われているなど、ちょっと正直思ったりしています。今、精神発達障害の方が半数ぐらい仕事を求めている求職者の中にはやはりいらっしゃるという現実を考えたときに、何て言うんでしょうね、例えば夏の3か月間働いて、その後、何かカメラを撮る旅に出るとか、何かその人が考える働き方とか、ウェルビーイングみたいなものを、本当はそのステージごとに応援していくのが本来の福祉の就労の支援者の役割なのかなというふうに思うんですけども、そもそもそういうことを就職3か月で例えば辞めたら離職になっちゃうので、それが分かっている支援者はそういう求人を勧めなかったりということが実際はあったりとか、何かそういう制度の枠組みで、どんどん自由さが失われているというのも、やはりもう少し本来の総合支援法の就労の意味合いだとか、サポートする私たちの質みたいところに絡んでくるのかなと思うので、こういう協議会、就労に限らず、そういうことがもっと話し合えるような支え方ができればいいなというふうに思っています。意見になります。

以上です。

会 長 ありがとうございます。もっともなご意見がたくさんあったので、小野委員の意見をしっかり受け止めるということで、よろしく願いしたいと思います。
ほかにご質問、ご意見。お願いいたします。菅野委員。

菅 野 委 員 仙台市サンホームの菅野と申します。
私は、9ページの障害児支援の提供体制の整備のところ、実際に児童発達支援センターに勤務している者として、近年の児童発達支援センターによる相談支援回数というところについて述べます。1名の職員が主に実践してやっておりますが、さらに令和6年度目標値が徐々に上がっているというところを見ますと、そのニーズとしてはあるのは承知しておりますが職員は本当に極めて多忙で、私も管理側として心配になるところでもあります。もう少し人員体制のところも併せて整備して

いただけるとありがたいかなと思います。

それから、インクルージョンに関しては、来年度から特別支援保育の対象枠が拡大しまして、今まで対象が軽度であったところが、その軽度というものがなくなりまして、重度の方も保育の中でカバーされるようになりました。これまでもセンターの地域相談員が保育所、幼稚園等に訪問支援をしているわけなんですけど、益々子ども若者局の運営支援課さんとも協働しながらいろいろ進めていかなくてはいけないなと思っています。その部分に関して、局をまたいで活動しなければならないことについて、どのように仙台市さんとしては、これから働きかけとか連携を進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。後ろのところが質問ですよ。どういうふうにお答えいただけますかね。

事 務 局 北部アーチル、蔦森でございます。
(蔦 森 所 長) 特別支援保育を所管している子ども若者局運営支援課と連携しながら、アーチルが対応しているところでございますが、運営支援課とは日頃より特別支援保育の在り方について、情報交換等しながら進めているところでございます。今後、より対応の難しい児童が保育所に入所することに関しては、我々も保育所に出向きながら、対応の仕方等を一緒に考えて参りたいと思います。

また、運営支援課とアーチルが共催で、保育士対象の研修会等も、初任者層、あるいは中堅者層とキャリア別に進めているところで、さらにそういったところもしっかり連携をしながら進めて参りたいと思います。

会 長 ありがとうございます。柴田委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

今日は、次の議題のところでも、障害児のことについて議論を深めたいと思いますので、よろしければそちらに移ってからまた質問、意見等をいただくということで。

小幡委員、ではお願いいたします。

小 幡 委 員 仙台弁護士会の小幡と申します。ちょっと手短に。申し訳ありません。

先ほど来から皆様のご意見を伺っていて、私もいつも感じるのですが、表現が非常に難しいというか、読んでも多分皆さんが共通の認識を持てるような表現になっていないなといつも感じていました。確かに国の指針がそのようになっているということなのかもしれないんですが、やはりそれはそれとして、表現としては仙台市がするものは、もっと分かりやすい平易な表現を使ってもいいんじゃないかと思えます。

先ほども、「大人にふさわしい」というのも、私も非常に引っかかって、どうい

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

う意味なのかがちょっと分からないなど。むしろ大人にふさわしいというのって、ふさわしくしなさいという強制的な意味合いが強いと思うのです。ただ、先ほどお聞きした限りでは、大人として尊重されるにふさわしいということをお願いのたろうと思いますので、もう少しみんなが読んで分かる表現に思い切って変えたらどうなのかというふうに思いました。すみません。

それから、質問で、資料1-2のところなんですけれども、まず4ページで、(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のところ、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数というのがずっと1回になっております。その上の発達障害者支援地域協議会の開催などは、3回、4回、4回となっていて、この精神障害に関する協議の場の開催回数が少ないように思われるのですが、その理由があれば教えていただきたいと思いました。

それから、7ページのところなんです、8の地域生活支援事業で、成年後見制度利用支援事業がありますが、この見込量が実績よりもかなり減った形で設定されていると。この点についても、理由があれば教えていただきたいと思いました。

それから、最後に、今の議論とは関係ないのですが、参考資料1で配っていただいた前回申し上げた意見をまとめていただいたものなんです、1ページ目のところ、恐らく私の発言だと思うんですけど、下から11行目のところに、「ここにある「自分」がその目標に沿うものなのか」となっているんですが、「自分」ではなくて、「一文」と申し上げておまして、1つの文章の意味の「一文」なんですね。資料として配られるということであれば、ここは修正いただければと思いました。すみません。以上です。

会 長 ありがとうございます。

最後のところは、参考資料1の下から11行目の括弧のところの「自分」を「一文」に直してくださいと。（「括弧は要らない」の声あり）要らないということですので。ありがとうございます。

では、その前のところの2つのご質問ですが、いかがでございましょう。

事 務 局 担当の課長が今日欠席しておまして、恐らく保健、医療、福祉関係者が一堂に
(央 戸 課 長) 会して評価をする場があるということで、その場が年1回開催されるということでこのような記載になっていると思いますので、確認して別途回答するようにしたいと思います。

会 長 これは次回のときにもう少し。回答によっては多分、ご意見があるでしょうから、次回のときに取り上げるということでもよろしいでしょうか。

次のところ、いかがでしょうか。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 先ほど、成年後見支援事業のところの実績よりも、今期の見込量、今後の見込量が少ないんじゃないかというようなご質問でございました。

たしかにそのとおりではございますけれども、実はここには記載されていないのですが、成年後見制度利用支援事業の前期の分の目標のところは、実は15件ずつというふうに見込量として目標を設定しておったところで、そこから伸ばしてきて、今期の見込量としてやや多めの20件としているところでございます。

ただ、実際、実績として28件とか、32件とか、前期の実績が積んであるというところはございますので、改めてその部分をもう一度精査させていただければと考えております。

会 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、小幡委員。別にすごく急いでいるわけではないので、大丈夫ですよ。次のところでもう少し自由な意見をいただきたいなと思ひまして。

ほかにご質問、ご意見、ございますでしょうか。なければ次に進めたいと思ひます。

協議事項

(2) テーマ別議論（障害児）

会 長 次第2の協議事項（2）に入ります。
協議事項（2）テーマ別議論（障害児）について、事務局よりご説明お願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。
（小幡課長） 協議事項（2）テーマ別議論（障害児）につきましてご説明させていただきます。
資料のほうは、資料2-1をご覧ください。少々資料が長い部分もありますので、説明もちょっと長くなってしまいますが、ご了承ください。

まず、1ページ目の1のはじめにのところになります。

まず、この障害児支援のテーマとしてのご説明になりますが、現在の仙台市障害者保健福祉計画では、重点分野として、主に知的障害児であるとか、発達障害児を対象とした切れ目のない支援の充実、それから重症心身障害児や医療的ケア児など重い障害のある方に対する支援の充実、そういったところを掲げまして取組を進めてきたところでございます。

今回の資料につきましては、これらの分野に関する障害児の現状と課題を整理した上で、今年度告示されました障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針による国の基本指針の制定なども踏まえまして、その改正内容、それから令和3年度に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、こうした制定も踏まえまして、仙台市における就学

前療育であるとか、学齢期を中心とした支援体制の現状、そこから見えてくる課題、課題解決に向けた今後の方向性、これらについて検討したものでございます。

それでは、1ページの図の1をご覧ください。

こちらが、現状としての本市における障害児相談の体制になってございます。就学前につきましては、母子保健と連動した早期発見・早期介入、それから学齢期には学校など、子どもの在籍先との連携による相談支援、この2つを中心とした障害児相談の大半をアーチルが担っている状況でございます。

本市の保健所の幼児健診の受診率は高く、発達面で支援の必要な子どもたちが早期にアーチルの相談支援につながる機会となっております。

また、地域のかかりつけ医への研修など、地域で発達障害を診ることができる医師の拡充にも取り組んでいるところでございます。

2ページにお進みください。

2ページ、図2には、アーチルにおける新規相談件数の推移を掲載してございます。グラフの中で、乳幼児のグラフにつきましては小学校入学前、学齢児は小学生から18歳の児童、それ以降の方を成人というふうに区分けしてございます。

乳幼児、学齢児の相談増加が顕著なところでございますけれども、先ほどご説明しました幼児健診からの紹介のほか、明確な発達の遅れが見られていないものの、子どもの発達に不安を抱える保護者からの相談、それから保育所や学校など、在籍先の紹介による相談も増えている状況でございます。

最近の傾向としましては、発達障害の診断基準には当てはまらないものの、発達障害のような症状で困っているという子どもが増えている印象でございます。このような場合、睡眠時間の確保や子どもの生活習慣を見直すことで、気になる症状が改善することも多いため、アーチルの相談場面におきましても、専門的な発達相談というよりも、子育ての基本的な助言というものをするケースがかなり増えている、そんな状況でございます。

3ページ目の図3をご覧ください。

こちらは新規相談時の年齢の推移となっておりますが、直近10年間の推移を表しているものでございます。相談のピークは2歳児となっております。新規相談の半数は5歳以前に集中しているところでございます。その後は、就学であるとか進学など、子どもの成長の節目、節目で、相談につながる傾向がございます。

その下の図4につきましては、アーチルの相談が2回目以降の方の件数の推移となっております。平成24年1月の南部アーチル開設に向けた職員の増員、それから平成30年4月の常勤医配置による保険診療開始のタイミング、これら2つのタイミングで相談件数が大きく増加しているところでございます。

継続的な支援が必要な方の中には、幾つもの課題が絡み合って複数の機関が連携しているものの、長期的な支援が必要なケースが多い印象となっております。

4ページにお進みいただきまして、ここから本市の就学前療育支援の体制というところになります。本市の就学前療育体制、図5になりますが、図の中央にアーチ

ル、その右に児童発達支援センターという記載がございますが、子どもの障害を知ったばかりの保護者が、我が子の障害特性を理解して、その子に合った子育てができるよう、子どもの発達支援と併せて保護者の支援、エンパワメントが大変重要となっているところでございます。

4 ページ目の①の部分をご覧ください。

本市が指定管理で運営する市内 11 か所の児童発達支援センターでは、在籍先のない子どもと、その保護者を対象に支援を行っているところでございます。

また、地域には民間で運営する児童発達支援事業所もあるため、本市の就学前療育体系において目指す支援の方向性であるとか、支援の視点の共有を図りながら、体制整備を進めているところでございます。

次に、②の児童発達支援センターによる地域支援でございますが、児童発達支援センターには地域相談員が各 1 名常勤配置されておりまして、アーチル相談歴のある保護者も、相談につながっていない保護者も、それぞれを対象とした講座を開催するなどの地域支援を行っている状況でございます。

次に、5 ページにお進みいただきまして、③の特別支援保育、それから併せて図 6、特別支援保育の入所児童数の推移をご覧ください。

障害の有無にかかわらず、一定の特別な支援を要する子どもに対しましては、保育士を加配して保育を提供する特別支援保育、こちらの対象児童は増加傾向にありまして、今年度の入所児童数は 600 名を超えているところでございます。

この 600 名の中には、医療的ケアが必要な子どもも含まれておりまして、導尿、それから経管栄養、たんの吸引、インスリンの注射など、そうした医療的ケアを行っている状況でございます。

その下の学齢期の支援体制というところで、図 7 をご覧ください。

図の横軸の数字は、子どもの年齢を示しておりまして、縦軸は、教育・子育て・福祉の各分野における支援となっております。

6 ページにお進みいただきまして、文部科学省の調査によりますと、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒が 8.8%いるとされておりまして、本市に限らず全国的に支援の必要な子どもたちが増えているという現状でございます。多様なニーズを持つ子どもたちの成長を支えていくためには、切れ目なく一貫した支援をつないでいく縦の連携、それから同時期に関わる教育・子育て・福祉などの各分野を超えた支援者間の横の連携、これが必要になってきます。

こうした連携が効果的に行われるよう、子どもの状態像であるとか、必要な支援を共有するための情報ツールの活用、それから会議などでの支援者間の有機的なつながりの強化など、これまで以上に取り組んでいく必要があると考えてございます。

それから、図 8 になりますけれども、こちらは小中学校の特別支援学校在籍児童数と通級指導教室に通う児童数の推移となっております。年々増加傾向となっております。今年度は合わせて 2,610 名となっております。

7ページにお進みいただきまして、図の9は小中学校の通常学級に在籍する発達障害児、またはその疑いのある児童生徒数の推移となっております。こちらも毎年増加しておりまして、今年度は5,123名となっておりますのでございます。

さらに、その下の図10になります。こちらは児童クラブにおける要支援児の推移を示したものとなっております。こちらのほうも年々増加しておりまして、今年度は738名となっております、利用児童数全体の5.2%となっております。各館の要支援児数に応じて職員を加配して対応しているところでございます。

8ページにお進みいただきまして、図の11につきましては、放課後等デイサービスの事業所数と利用者の推移となっております。こちらも増加傾向になっておりまして、現在173事業所、それから利用者数が2,436名と過去最高になっているところでございます。小学校低学年の方では、知的障害がなく、発達特性のある児童の利用が増えているという状況です。

その下、(6)重い障害のある方への支援体制をご覧ください。

まず、①の重症心身障害児、それから医療的ケア児につきましては、重心の子どもたちの多くは出生後、医療機関で診断治療を受けた後、退院して地域生活に移行する際に、アーチルや保健所などにつながり、その後は特別支援教育や福祉サービスのサポートを受けて生活をされております。

重心の子どもたちの中には、医療的ケアを必要とする方も少なくありませんけれども、保育や教育の場への看護師の配置というのも進んでいる状況でございます。

また、昨年度は宮城県医療的ケア児等相談センター、ちるふぁが設置されまして、本市を含めた支援体制の拡充が図られたましたほか、医ケア児の相談支援に対応できる医療的ケア児等コーディネーターの養成を、県と協働で行っているところでございます。

しかしながら、基礎調査のアンケートであるとか、ヒアリングでのご意見、それから仙台市医療的ケア児者等地域支援連絡会議での各委員からのご発言からは、保護者の就労ニーズの保障であるとか、通学の支援拡充、短期入所先の確保、成人期への移行期医療の不安などが挙げられておりまして、重心・医ケア児への社会資源の整備はまだ十分ではないというような状況でございます。

また、運動障害や知的障害などが無い医ケア児も一定数いるとされておりますけれども、医療面以外の支援ニーズがない場合は、アーチルの相談につながりにくいところでございますので、医療機関、それから保健所、通常の保育・教育の場など、支援ニーズを把握できる機関が分野を超えて、横断的な体制整備を図っていく必要がございます。

次に、②の行動障害への支援についてというところになります。アーチル開設以降、二次障害による激しい自傷や他害行為、物を壊すなどの行動障害により、家庭での生活難しくなって、保護者も疲弊しているといった深刻な相談が一定数寄せられているところでございます。

自閉症、行動障害への専門的な知見を持ち、地域で頻回かつ継続的な支援を行う

必要があるため、平成24年に第二自閉症児者相談センター、なないろを設置いたしました。なないろとアーチルが協働で、特別支援学校、それから放課後等デイサービス事業所などへの支援を行っているところでございますが、まだまだ対応に苦慮している支援者は少なくない状況でございますし、家族のレスパイトのための預け先、それから緊急で本人を保護できる場の確保につきましては、基礎調査のヒアリングにおきましても、受入体制の充実を求める声がありました。

10ページにお進みいただきまして、これまでの現状を踏まえた課題を5つの項目にまとめているところでございます。

まず、(1)より身近な地域でタイムリーに相談できる場でございます。子どもの発達に不安を抱える保護者の相談の多くがアーチルに集中するというところで、相談までの待機期間が長くなっている状況でございます。まずは、保護者が不安なときに身近な地域でタイムリーに子育ての相談ができるようになり、それでも発達面の専門的な相談が必要な場合にはアーチルの相談につながる、そういった仕組みへの再構築が必要となっております。

そのために、地域の子育て支援機関であるとか、各区役所の家庭健康課などと、アーチルや児童発達支援センターの連携・協働による相談体制づくりが課題となっております。

(2)保護者の就労ニーズへの対応でございます。特別支援保育の児童数も増加傾向ではありますが、引き続き、保護者の就労に必要な預かり先の受皿を拡充する必要がございます。

(3)の二次障害の予防に向けた支援でございます。日々の生活の場である保育所・幼稚園・学校、それから放課後の過ごしなどの場などが、子どもたち一人一人の発達段階や特性を理解して、合理的配慮も含めた支援を主体的に行えるよう、施設支援を推進していく必要がございます。

(4)重心・医ケア児、それから行動障害に対応できる事業所や人材の育成でございます。

重心・医ケア児、行動障害への支援では、より専門的な知識やノウハウが必要であることから、専門機関が中心になって人材育成を進めているところではございますけれども、なお支援者の育成は急務となっております。

また、放課後等デイサービスや短期入所先など、福祉サービスの充実につきましても、さらなる推進が必要であることに加えまして、ニーズに対応する頻回な相談支援、それから関係機関のコーディネート、複数のサービスの利用調整などに対応できる相談事業所を増やしていく、そういったことも課題となっております。

(5)の移行期支援でございます。就学前から成人期まで、子どもの所属先が変わっても支援が途切れることのないよう、関係機関の連携、それからネットワークの強化が必要でございます。加えまして、医ケア児の場合は、成人期の移行期医療の体制整備も課題となっております。

11ページにお進みいただきまして、4の今後の方向性についてでございます。

こども家庭庁の設置によりまして、障害児の地域社会への参加、インクルージョンを推進するため、切れ目のない支援、それから医療・福祉・教育が連携して対応する環境整備の必要性、そういったことがうたわれているところでございます。

また、本市が40年以上にわたって取り組んでいる生涯ケアの実現に向けまして、早期の出会い、それから一貫した支援の充実のためには、障害福祉だけではなく、子育てや教育など、分野を超えた関係機関の連携が不可欠となっております。これまで以上に、各機関のより緊密な連携の下、地域支援力の向上、人材育成を図りながら、多機関連携による相談支援体制づくりを進めていくほか、重心・医ケア児が地域で安心して生活できるように必要な福祉サービス、社会資源の充実を図っていく必要がございます。

最後に、本市が今後目指すべき障害児支援の方向性について、5つのポイントをまとめてございます。

1つ目が、障害児の育ちを地域全体で支える体制づくりでございます。

国の基本指針におきまして、児童発達支援センターは地域の療育支援における中核的機能を担うとされております。地域における民間の児童発達支援事業所との連携を推進しつつ、センター機能を充実させてまいります。

また、子どもの在籍先など、地域の関係機関が連携し、困り感を抱える子どもやその保護者が、より身近な場所で支援を受けられるインクルーシブな体制づくりを進めてまいります。そのためには、アーチルなどの専門機関が、これまで以上に地域支援力の向上に向けて施設支援に注力していくということが望まれるところでございます。

2つ目は、保護者の就労ニーズに対応できる環境整備でございます。

特別支援保育や放課後支援など、子どもたちの就学前と後などで、成長に応じた受皿の整備が必要となっております。

3つ目は、支援の質の向上につながる人材育成でございます。

支援の質の向上というのは、二次的な障害の予防に有効であるとなってございますから、研修、それから支援者間のネットワークといった人材育成の仕組みづくりが大変重要になってございます。

子どもたちにとって、日常的な過ごしの際において、インクルーシブな環境があることや、合理的配慮が得られるよう、実践に向けた研修などを拡充してまいります。

また、障害福祉分野におきましても、サービス事業者が提供する支援の質の向上であるとか、支援者間のネットワークづくりも進めてまいります。

4つ目は、重症心身障害児、それから医療的ケア児・行動障害に対応できる相談支援、必要な福祉サービスや社会支援の充実でございます。

アーチル、ウェルポート、児童発達支援センター、自閉症児者相談センターなど、専門機関による関係機関への研修、施設コンサルテーションなどによりまして、より専門的な相談支援に対応できる支援者を地域に増やしていけるよう、引き続き取

り組んでまいります。

また、重心・医ケアなどにも対応できる拠点的な機能の整備と併せて、放課後等デイサービス、短期入所事業所などの充実も検討してまいります。

5つ目は、縦横の連携によるライフステージを通じた支援でございます。

次のライフステージに支援を引き継いでいく縦の連携、それから同時期に子どもに関わる支援者間の横の連携のほか、移行期医療の課題も含めた医療との連携も検討してまいります。

以上が、障害児支援の現状と今後の方向性についての説明となりますが、課題認識や今後の方向性などについて、視点や考え方などご意見をいただければと存じます。

なお、資料2-2では、基礎調査のヒアリング調査結果のうち、資料2-1の課題に関連する意見をまとめているところでございます。

また、資料2-3では、基礎調査のアンケート自由記述欄のうち、障害児の家族、それから発達障害児者の家族を対象者とした調査結果について、意見を抜粋してまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より、次第2、協議事項（2）テーマ別議論（障害児）について説明がございました。

皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、最初に、質問票をいただいております佐々木洋委員さんから、ご発言をお願いしたいと思います。

佐々木（洋）委員 社会福祉協議会の佐々木です。

この資料2-1、全体を読んで、まとめられているなという感想がありました。

特に、人材育成とサービスの充実、これは記載している内容をしっかりと今後の3年間取り組んで、充実していただきたいと思います。

それと、附属の資料を読んでいて感じたのは、相談の窓口とか、支援、サービスのメニューが増えているものの、求めている方がそれを知らない、なかなかアクセスできないという現状が、すごい訴えとして出ておりました。このような状況というのはぜひ改善が必要だと思いますので、今日、デジタル化による情報の提供とか、もう一つは関係機関が相互にお互いのサービスを必要とされる方に紹介できるような体制、あるいはそのための必要な研修、これを行っていただきまして、漏れることのないというか、求めている方に適切なアドバイス、サービスの窓口を紹介できる、そういった体制をつくっていただきたいと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

それでは、アーチルの所長さん、お願いできますでしょうか。

事務局
(蔦森所長)

北部アーチル、蔦森でございます。

ただいま佐々木委員よりご指摘のあったとおり、現在利用できる支援メニューが増え、サービスを実施する事業所等も増えてきている状況の中、保護者がサービスを希望する際、どこに相談したらいいのかについて分からないということも多いかと思えます。

サービスを利用するに当たっては、提供される支援内容がお子さんの発達段階や発達特性等に合っているかどうかという部分が、非常に重要となると考えております。アーチルの相談では、特にお子さんの障害を伝えられて間もない時期については、保護者が子どもの発達のニーズに応じて必要な支援を選択できるよう、子どもの発達段階や発達特性、今必要な支援内容等について保護者と丁寧に共有し、その上で必要な支援を提供してくれる事業所等について、情報提供を行っております。

また、保護者だけではなく、日々子どもと関わっている保育所や幼稚園、学校等の先生方についても、子どもが受けることができる福祉サービス等について十分に知識を得る場が少なく、必要時に保護者へ適切に案内することが難しい状況もあると思われま

す。アーチルや児童発達支援センターが主催する研修会等でも、発達障害に関する基礎知識等に加え、福祉サービス等についても周知するなど、情報を必要とする方に届きやすい情報提供方法について、さらに工夫をしてみたいと思えます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。佐々木委員、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
それでは、各委員さんからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

時間もありますので、奥田委員、よろしいですか。

奥田委員

愛泉会の奥田です。

今、アーチルの蔦森さんからもありましたけれども、サービスはこれからもどんどん増えていこうとしているんですが、担い手がまずは少ないということと、それからなかなか受皿が実際に、このサービスに合わせて、きちっとしたものが今後つくっていきけるのかどうかということが一番大事なのかなと思うんですね。

サービスをつくる上では、しっかりした担い手をきちんとやはり整備する必要性もあるということが大事でもありますし、それからこのヒアリングの内容の中でも、お母さんたちが求めるサービスが、なかなか知らなかったり、それから学校とかそういったところじゃなくて、実際には放課後のデイあたりでサービスを知ったりということも中には記載してありましたので、やはりもうちょっとそういったお

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

母さんたちに、身近にサービスが伝わるような方向性で進めていかないと、実際にサービスがあっても知らなくて使えなかったということでは駄目なんだろうなと。そののところがしっかりと今後踏まえてやっていただきたいなと思います。

以上です。

会 長 ご意見ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、しっかり受け止めて進めてまいりたいというふうに思っています。

ほかに。挙手がなければ。山下委員さん、ありがとうございます。

山 下 委 員 シャロームの会の山下と申します。よろしくお願いいたします。

今、資料2-1やヒアリング、それからアンケートの内容を読ませていただきまして、すごく心に響くものがたくさんありました。特に、アンケートやヒアリングの内容からは、ご家族の心の叫びが伝わってきて、すごく自分は今まで知らなかったなと思うことがたくさんありました。

そして、改めて感じたのは、2つあるんですけども、1つはやはり障害児、障害者、どちらもそうですが、本人への支援と家族への支援、どちらの支援も支援の両輪としてとても大事だなと思いました。本人が自分らしく生きるためには、家族への支援というのがとても欠かせないものだと思います。家族の中には、親やきょうだいが含まれると思うんですけども、家族が生き生きと生活することによって、本人によい影響があると私自身の体験からも感じています。

私は精神疾患を発症しまして、家にいる時間が病気になる前よりずっと長くなり、家にいると親と衝突する時間が増えてとても辛いことがあったんですけども、そのような中、親が家族会の仲間から助言をもらって、仕事や趣味の活動を辞めずに続けてくれたことが、私にとってとても救いになりました。家族の負担を減らして社会全体で支え合う具体的な目標、具体的な仕組みづくりが、とても重要だなと思っています。

そこで、先ほど、資料2-1の11ページなんですけれども、今後の方向性として（1）から（5）までの具体的な目標というか、具体的な内容が示されていて、とてもいいなと思ったのですが、この5つの中で、特にどれを重視していくのかといったあたりをお聞かせいただけたらありがたいなと思います。

会 長 ありがとうございます。

3つのことでしたが、これはどなたから。

事 務 局 北部アーチル、薦森でございます。

（薦森所長） 今後の方向性ということで、5つ取り組んでいく項目を挙げてございますけれども、我々としては、どれがより重点というよりも、この5つ挙げた項目を、しっかり同じように大事に進めていくことが、地域の中で、ご本人もご家族も安心して生

活することができる体制づくりに近づいていくという考えでございます。

会 長 よろしいでしょうか。

山下委員 ありがとうございます。5つとも大事だというのは、私もすごく思うんですけども、特にというのは、何というんですかね、全部大事なんですけれども、ある程度少し優先順位をつけたほうが、より全体が進むのかなというイメージもありまして、あえて質問させていただきました。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、野内委員さんと高橋秀信委員さんはちょっとお待ちいただいて、子どもを先にお話ししたい、少し深めたいと思いますので、待っていらっしゃる方がいるのでどうぞ。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野と申します。

先ほど、山下委員さんのほうから、家族への支援というところが出ましたが、まさしく私が勤務している児童発達支援センターでも、ほとんど7割、8割が家族支援、保護者支援というところが重視されております。

あと、先ほどの今後の方向性のところでも、縦横の連携によるライフステージを通じた支援というものがありませんでしたが、これのところで今ちょっと抱えている課題を紹介させていただきたいと思います。

在園児の中には、小学校の低学年のきょうだい児がおりまして、そのきょうだい児さんが不登校になっているというケースがございます。対象児が、そのために母子通園に来られない、療育の保障ができないというような事態が発生しております。いろいろ親御さんとも相談しながら、母子通園なんですけれども、単独で通っていただくかというようなところも考えながらやっておりますが、実際は家族の悩みに寄り添いながら、またきょうだい児さんの支援体制の整備というところも介入していかなければならないと思っております。

きょうだい児さんも発達の課題を抱えているケースも結構ございまして、そちらのほうも気づきの支援が必要というところもありますので、本当に学校さんとか、あるいはアーチルさんとともに、そのきょうだい児さんにも介入していくということが、目の前の課題として大きくなっております。

あと、もう1点、卒園児の保護者にアンケート調査をしたことがあるんですけども、その結果からも、先ほど出ていました障害児の育ちを地域全体で支えるというところが、とても大切だなということで、特により身近な地域でタイムリーな相談ができる場所というものが、やはり皆さん望んでいらっしゃいます。

特に、法人のほうで関わっているケースで、成年の方の保護者の方などは、親亡き後の相談窓口を切に希望されております。行政からの書類などが発送されてきた

ときに、実際に書類を読み込んで、そして申請したりするときに、やはり支援が大切になるということで、これまで家族が担っていた役割、それから日常の支援というものを誰が代わりにやるのかというところが、本当に切実に悩んでいらっしゃる方が多いと思います。その家族機能を補完する身近な存在、場所というものが、今本当に求められていると思います。

そういう意味で、やはりタイムリーな支援というのが大事になってきますし、特にちょっと話はまた別になりますけれども、ご近所付き合いが希薄化している昨今、子育て世代の親御さんが、やはり孤立しやすいというところがあります。特に、保護者の方も他者とのコミュニケーション面に苦慮している方が多くて、自ら支援者をつくったり、あるいはピアサポートを期待できるというようなところの考え方は、もうちょっと成り立たないかなというような側面もございますので、多様化する家族への支援の体制とか、中身の質のところを深めていかなければならないなというふうに私自身が考えているところです。

あともう1点、子育ての現場では、スマホがもう本当に当たり前に使われていて、スマホでの子守りみたいなのところももう出てきまして、一方通行のコミュニケーションのスタイルが、やはり子どもたちの成長に大きく関係していて憂慮するところです。

言葉の遅れとか、相互のやり取りが育ちにくい状況、社会環境になっておりまして、子育て全体で何とかしなければならない、それも緊急性があるかなというふうに考えております。特に、いろいろな連携は必要なんですけど、母子保健とのシステムと連動した相談支援体制というのをきちんと仙台市では打ち出しておりますので、私たちの現場の中からも、そこを有機的につなぎながら、効果的な連携を進めていかなければならないというふうに思いますので、仙台市全体でもその機運を高めていただきたいなと考えております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ご意見ということで、しっかり受け止めていただいてということよろしいでしょうか。

柴田委員さん。

柴 田 委 員 宮城県自閉症協会の柴田です。

今いろいろ伺って、自分の子どもが小さいときのことを思い出したりしてました。やはり自分の子どもの障害が分かったときから、ずっと今まで継続してきているんですけども、その時々で悩みが違うけれども、その始めが一番大変かなというところ。だから、そのときに誰と会うか、どういう支援をしていただいたというか、やり取りができたかということで、その後の保護者の気力というか、これからどうやっていこうというのが違ってくるのかなと思います。

何年か前にアーチルさんを立ち上げたときに、こういうところを充実してほしい

ということで、いろいろ意見を出ささせていただいたことが今思い出されるんですけども、今後の方向性ということで、（1）から（5）までというところで、それが大事ということは分かるんですけども、これって前から言われていることですよ。これがずっと継続して大事なことだと思ってくだっているというのは分かりますけれども、これが少しでも減るような形に持っていけるといいのかなと思います。

でも、その中でいろいろ具体的なものは、私の子どもの小さいときよりもさらに充実して、中身が変わってきているので、これをどんどんいいものにまた増やしていただけるといいかなと思うのと、先ほど奥田委員さんもおっしゃっていましたけれども、どんどん数は増えていくけれども、それが適したものかどうかというのを誰がどのように見ていくのかなというところを、ちょっと心配になりますけれども、そこもチェック項目というか、チェックする場所が機能していくといいのかなと思います。

それから、自分のときは母子通園から始まって、母親同士といいますか、保護者同士の関係もすごくよくて、情報交換などもすごくできたんですね。ただ、今は集まる場所あまりないとか、あと孤立しているお母さんたちが結構いる。そして、電話相談であったり、そういうところにはかけられるけれども、実際面と向かって話ができにくいという方が増えています。

先ほど、スマホの話も出ましたけれども、スマホで全部情報が取れる時代になっているということで、間違った情報も流れていくと思いますので、その辺を孤立している方たち、仲間をなかなかつけれないお母さんたちをどうしていくかというのもちょうと課題なのかと思いました。

以上、思ったことを言わせていただきました。

会 長 ありがとうございました。

障害児のことなので、専門的な知見も含めて、三浦副会長さんからもご発言いただきたいと思います。

三浦副会長 東北福祉大学の三浦です。

今、菅野委員や柴田委員のお話を聞いて、同じ視点かなとも思うんですが、アーチルがあることによって、非常に相談機能が充実していることはよく分かるんですが、一方、本当に身近なところで、いわゆるインクルーシブとか、子どもの発達支援が本当に進んでいるんだろうかというところ、そこは先ほど菅野委員も言っていたように、なかなか難しいところがあるのかなというのが現実じゃないかなと思います。

例えば、保育所等訪問はやっていると思うんですが、市内の保育所、幼稚園で、どれくらい障害のある子どもと一緒に保育されているんだろうかとか、保育所の訪問や児童発達支援は学校には行けないですよ。学校にも入れますかね。私は分か

らない、学校には行けないように思っているんですけども、学齡児の相談はアーチルでやっていると思うんですが、学校のほうからの求めに応じて、非常にクラスで対応の難しい子どもに対してとか、そういうことができたりとかですね。

あと、放課後デイの数はどんどん増えているんですけども、ちょっとこれも違うかなと思っていて、それは何でやはり障害のある子どもが放課後まで分けられなきゃいけないんだらうかと。これはもっと学童クラブとか、学童保育に支援をすることによって、もっと当たり前の、インクルーシブという話もさっきも出ていたが、進むんじゃないのかなと。

そういうところで、せっかくここまで進んできたアーチルを中心とした機能を、これから地域づくりというところにもっと移していく。これは課題とか、今後の方向性にも書かれているので、そこをもう少し具体的な形が見えるようにしていくことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

本当に市内の全ての幼稚園、保育所で、障害のある子どもが特別支援保育を受けているんですよとか、学童クラブで障害のある子どもも相当一緒にいられるんですよというような、一緒にいられるという方向性を支援できるような仕組みがあるといいかなと。だから、それは今日、議題の1のほうで、施設待機者280人と言っているだけけれども、これはだからやはり日常の地域生活支援ができていないから、親亡き後の心配のための280人だというふうに読むこともできるんだとすると、やはりもっと地域をつくるということを具体的に進めていく段階に来ていないかなというふうに思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

なければ、ちょっとここで1のところにも戻って、議論を少し広くして、まだご発言をいただいている野内委員と高橋秀信委員にも、1のところに戻って結構ですでお話をいただければと思うんですが、野内委員、遠慮しないで、何か自分たちもやらなきゃいけない立場だから言いづらいということじゃなくて、委員さんでするので、今日の議論とかも踏まえて、書いたものも踏まえて、仙台市に対してもどんどご意見いただければと思いますので、別に必ず何か自分たちもやるんだということと言わなきゃいけないということはありませんので、ご自由にどうぞご発言いただければと思います。

野内委員 ハローワーク仙台の野内と申します。

今日は、障害をお持ちの子どもさんがメインの課題と、議題ということで、いろいろ拝聴しておりました。なかなかハローワークと直接関連してくる部分がない内容ではあるんですけども、ただ資料を今読ませていただきまして、例えば資料2-2の1ページの一番下のところですね。親の就労のハードルが高いと感じている

といった部分が、ハローワークのほうでは担当部分になってくるのかなと考えております。

どうしてもハローワーク、従来、企業さんから求人をしていただく際には、なるべくフルタイムであるとか、正社員とか、そういったところをメインに当たってきているところなんですけど、こういった意見を拝聴しますと、必ずしもそうではなくて、短時間の勤務とか、お仕事の日数も少なめ、そういったものも一定程度のニーズがあるんだなというところを認識させていただきましたので、今後ハローワークのほうでも、そういった部分についても企業さんのほうから求人をご提出いただくような働きかけなども求められる部分かなと思って聞いておりました。まずはそういったところになるかと思えます。

会 長 ありがとうございます。大変心強いご発言だと思います。
 では、高橋秀信委員、お願いできますでしょうか。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

私は、視覚障害当事者団体の会長をしておりますが、もう一方で視覚支援学校の教員もしております。視覚支援学校は、昨年度から幼稚部というのができまして、下は3歳から上は60代までという幅広い年齢層の生徒が通う学校になりました。

その幼稚部保育の部分、幼稚部ができたときに、やはりこの子どもを幼稚部に入りたいのだけれども、幼稚部に行っていない時間、いわゆる保育する部分の時間が、親がつかないの、なかなかそのほかのところで保育をしてくれないので、結局学校には入れなかったという事例がありました。結局、入れなかった時間は、保護者がその子どもについていなくてはいけないということで、前にもちょっとどこかでお話ししたことがあります。それを今ちょっと思い出して聞いておりました。

いろいろな、今のところでしたら、そんなことはないのかもしれないけれども、切れ目のないという先ほどの話の中で、学校にいるときの部分、それから学校がないときも地域の支援でその子がちゃんといられる場所ができれば、保護者もその間、仕事ができたりするといったようなところで、そのあたりの連携も含めたサービスというか、支援ができるようになっていくといいのかなと思って聞いていました。

それから、就労関係のところでは、私は視覚障害のところしかはっきりは分かりませんが、視覚障害者のジョブコーチと言われるようなものは、東京とか大阪ぐらいにしか実はなくて、実際には仙台あたりだとアイサポートさんがそれをやってくれているわけですが、なかなか視覚障害に特化した就労の定着支援というのは、うまくいっていないというか、なかなか難しいようです。結局、数か月通ったけれども、やはり定着しないで、家に閉じ籠もっている視覚障害者は結構な数います。そのあたりにも、ぜひ光を当てられるような事業体制になっていただけるといいのかなと思います。

それから、5つの柱というかの中での話ですが、特に連携というところがやはり大事なのではないかなと思うんですね。もちろん私が言う話ですので、視覚障害者に限ったところの話しか申し上げられませんが、例えばですが、これは全国でだんだん今そうになっているんですけども、何らかの目の疾患で眼科に通って、その眼科さんが、この患者さんはもう視力の回復は難しいよとなったときに、スマートサイトというところにつなげるようにパンフレットのようなものをくれるんですね。そうすると、そのパンフレットには、見えなくなりそうな、あるいは見えなくなった人のために、学校でしたらこういうところがあるよ、仕事をしたいのであればこういうところで支援してくれるよ、生活の困り事でしたらこういうところに相談できるよという、僕らはスマートサイトと言っているんですけども、いわゆる仙台市の場合だと、ですから全ての障害に当てはまる、発達障害だったり、知的障害だったり、精神障害、いろいろある、たくさん増えているんだと思いますが、そういうところを連携できるスマートサイトのようなものを作っていくと、そういう情報がうまく回っていくのではないかと思います。

アーチルさんが、一番もしかしたら大変になるのかもしれませんが、そのようなことを今考えていくと、この仙台市で今出された5つのことがうまく回っていかないと、皆さんの意見であったり、お話を聞いていました。

以上です。ありがとうございました。

会 長

ご発言ありがとうございます。

私もちょっと発言をさせていただきたいと思うんですが、今日の議論も含めてなんですが、今日は教育局の方やこども若者局の方もいらしているのでお話をしておきたいと思うんですが、行政の方はよく聞いていただきたいんですけども、ここで議論しているということを、物すごく簡単に言うと、そもそも障害児や障害者の方に対する支援というのは、いつも私ここで言うんですが、障害児や障害者及びその家族の遠慮と諦めを基に行われていることが多いんですね。インクルージョンの話が今日出ていましたけれども、インクルージョンって一番簡単に言うとどういうことかという、どんな条件があっても同じ選択肢を持つということなんです。だから、国も施策を進めて、重度の子であっても保育の現場で健常児と一緒にやりましょうという方向に持ってきています。

それで、実は仙台市は、例えば、佐々木先生は帰ってしまったんですけども、歯科診療等々についても、かなり昔からそういった方の歯科診療の選択肢を保障するというので、積極的に施策を取り組んできました。そのほかにもたくさんあります。先進的なことをしてきているんですね。

それで、いよいよ国もそういう方向に来たので、我々がやってきたことをしっかりと意識しながら、遠慮や諦めの要らない、同じ選択肢が持てるということ。そのためには何が必要なのか。例えば、保育所であれば、保育士さんが苦勞されて障害児の支援に当たっているということも私は知っています。それで、これからはそう

いった苦勞をされている保育士さんたちに対する教育や支援をしっかりとしていく。これだけ相談等々が大変だと、アーチルは大変だというお話も出ていますけれども、私もそう思いますよ。であれば、もっと身近の保育所や、それから教育機関等々の身近な相談や、ちょっとした困り事について、お手伝いできるような方向を持たないと、今議論したり、ここに書かれていることが前に進まないということになります。

そのためには、まず今日せっかく2つの局の方に来ていただいていますので、よくお聞きいただきたいんですが、同じ会社ですから、同じ会社の中で、ぜひこういったことを進めていただけるようお願いしたい。しっかり同じ会社の中で連携をして進めていただくということが、私は今日の議論を進めることになると思うんですね。両方知っている佐々木洋委員さんはどう思われるか分からないですけれども、どういうふうに聞かれているか分からないですけれども、そういったことを実現するために私たちは話しています。ですよ、皆さん。ですよ。

なので、今回計画策定に当たって、こうやっていろいろな意見を言わせていただいています。私達も一生懸命取り組みます。行政も、これまで一緒に積み重ねてきたことをさらに前に進むことができるように、一緒に手を組んでやれればと思います。それが三浦先生の地域づくり等々の話の基本になると思いますので、私はこの場で、ぜひそれができれば、先ほどの小野委員のお話でもありましたけれども、障害を理由に、それからほかの理由も含めて、選択肢を狭めてはいけないということだと思えます。大人になってもしっかり同じ選択肢が持てるような取組と一緒にすることができればと思います。

それで、今日、柴田委員がかなりきついことを言っていましたけれども、アーチルさんが大変なのは十分分かります。ただ、積み重ねてこられたもの、これは前と同じだよというふうに表現的に言われるんだけれども、少しずつ積み重ねてきたことがあるじゃないですか。そういったこともみんなに分かるように、共有できるようにご説明をいただいたり、文書に残していただくと。していないのでしたらいつまでやるのと言いますけれども、私も積み重ねてこられたことは知っているの、こういうことはやってきたんだよと、だからさらに進めるんだよというふうに言うただけならば、みんなもそうだねって、協力してやっていこうということになるので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

すみません。長々とお話をさせていただきました。意見ということで、一緒にやるということで、お願ひとお話をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、この件についてはここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第4回）

会 長 では、次第3，その他についてでございますが、皆様から何かございますでしょうか。

なければ、議事を終了ということで、事務局にマイクをお返ししてよろしいでしょうか。

事 務 局 大坂会長，議事進行ありがとうございました。

(6) 閉 会

事 務 局 最後に，事務的なご連絡を申し上げます。

まず，本日の議事録についてでございます。議事録については，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正のご意見をいただきまして，事務局で修正作業を行い，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料について，追加のご意見，ご質問などございましたら，後ほどメールで送付させていただきご意見票にご記入いただきまして，9月28日木曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

最後に，次回の協議会の日程についてです。次回の協議会は10月26日木曜日の開催を予定しております。会場は，今回と変わりました。市役所本庁舎8階の委員会室になりますので，お間違いないようにご注意願います。

それでは，以上をもちまして令和5年度第4回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中，ご出席，ご議論いただきまして，誠にありがとうございました。

署名人 社会福祉法人 かりん舎
理事長 高橋勝彦 